



環境方針

1 基本理念

本県では、ふるさと栃木県の健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、将来の世代に引き継いでいくために制定された栃木県環境基本条例に基づき、平成 11(1999)年 3 月に「栃木県環境基本計画」を策定し、個別計画や各戦略と連携して、これらを基に環境保全に関する施策を、継続的かつ総合的に展開してきたところです。

一方、私たちを取り巻く環境は様々な問題に直面しております。地球温暖化に伴う気候変動に対しては、熱中症リスクの増加や自然災害の頻発・激甚化が懸念されており、その対策は喫緊の課題といえます。また、海洋環境を汚染し、生態系への影響が懸念されるプラスチックごみに対しては、上流にあたる本県においても主体的な取組が求められます。さらに令和 2 (2020) 年 12 月には、本県として 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言したところであり、このような高い目標を達成していくため、日常生活や産業活動において大きな変革が求められている現状にあります。

これらの課題解決に向けて果敢に取り組むことで、気候変動等の影響・被害を最小限に迎えながら、経済と環境の好循環により、持続可能で力強い本県の経済社会を構築し、未来に引き継いでいくことは、私たちが果たすべき責務です。

そのため、県は「とちぎ未来創造プラン」、「栃木県環境基本条例」の基本理念に則して「栃木県環境基本計画」を策定し、「守り・育て・活かす、環境立県とちぎ」の実現に向けて、本県の環境の現状と課題を踏まえた様々な施策展開や行動の指針を示しました。

さらに、県の取組をより実効あるものとするため、環境マネジメントシステムに基づき、次に掲げる基本方針に沿って環境目標を定め、これを達成するための環境活動計画を確実に実行し、その結果について点検・評価を行うとともに、必要な見直しを行い継続的な改善を図っていきます。

2 基本方針

- (1) 「栃木県環境基本計画」に掲げた以下の 4 つの目標を達成するため、各種環境関連施策の推進に努めます。
 - 脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」
 - 自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」
 - 良好な生活環境が保全された「とちぎ」
 - 人と自然が共生する「とちぎ」
- (2) オフィス活動においては、「栃木県気候変動対策推進計画」、「栃木県資源循環推進計画」及び「栃木県グリーン調達推進方針」に基づき、省エネルギー、資源循環及びグリーン購入の推進を図り、環境負荷の低減に努めます。
- (3) 公共事業やイベントにおいては、「栃木県公共事業環境配慮指針」及び「栃木県イベント環境配慮指針」に基づき、環境配慮を推進し、環境への負荷の低減に努めます。
- (4) 環境関連法令等を遵守するとともに、環境汚染の予防及び継続的な環境保全に努めます。

3 環境方針の周知

この環境方針は、全職員に周知するとともに、広く一般に公開します。

令和 3 (2021) 年 3 月 26 日

栃木県知事 福田 富一